

## 第9回 トラック輸送における取引環境・労働時間改善 大阪府地方協議会

日時：平成30年12月 5日（水）14：00～16：10

場所：プリムローズ大阪 3階「高砂」

### I. 開会

#### ○ 事務局

注意事項説明、資料確認、委員紹介、欠席者、代理出席者の紹介

#### ○ 近畿運輸局 八木局長 開会挨拶

近畿運輸局長の八木でございます。委員の皆様におかれましては、お忙しい中、ご参集賜りまして誠にありがとうございます。

また、平素より、国土交通行政にご理解とご協力を頂いていることにつきまして厚くお礼申し上げます。本協議会は、平成27年に設置され、今回で9回目の開催となります。今年7月19日に開催致しました前回の協議会におきまして、コンサルティング事業の概要や運送約款改正アンケート調査を実施することにつきまして、ご議論を頂いたところですが、本日は報告を頂きたいと思っております。

我が国の人口減少が進んでいくなか、様々な業種の人材不足が顕在化しておりますが、中でも、トラックドライバー不足は極めて深刻な状況にあると認識しております。我が国全体の課題としての働き方改革を進めるために、先の通常国会において働き方改革関連法が成立したところですし、今国会においては貨物自動車運送事業法の改正についても進展があるところです。これを受け、本年9月に第9回取引環境・労働時間改善中央協議会が開催され、トラック輸送における労働改善に向けたロードマップの改訂が示されました。この中で、本協議会を平成35年度まで延長する事が示されました。概略につきましては、後程、事務局より説明いたしますが、ドライバーへの時間外労働の上限規制が適用されるまでの間、引き続き議論を行うこととしています。改めて申し上げるまでもなく、トラックが我が国の経済活動、国民の社会活動を支える上でなくてはならない基幹産業であります。このような産業について、労働力の問題が原因となって円滑な事業の振興が滞ることがあってはならないと考えます。ただし、一朝一夕に解決出来る問題ではありませんので、このような場でご議論を頂いて、引き続き取り組んでいく必要があります。その意味でも本協議会が5年間延長されたことは、意義深いことだと思います。本日は様々な立場の皆様にお集まりいただいておりますので、忌憚ないご議論を頂きたいと思っております。どうぞよろしくお願い致します。

○ 一般社団法人大阪府トラック協会 辻会長 挨拶

ただいまご紹介いただきました、一般社団法人大阪府トラック協会 会長の辻でございます。

当協議会は本年7月19日の開催以来、約4ヶ月ぶりで第9回目となりますが、本日は公務ならびに業務で大変ご多忙のなか、行政からは八木近畿運輸局長様を始め、大阪労働局、近畿経済産業局、近畿農政局からもご臨席をいただき、そして各荷主・荷主団体、並びに労働組合側委員にもご出席をいただき誠に有り難うございます。また、関係各位には平素、当協会の活動に格別のご支援を賜り心から感謝申し上げます。

さて、今年には地震や台風、豪雨、それに記録的な酷暑と、かつてない自然災害が多発した年でした。特に9月4日来襲した台風21号では、多数の死傷者と建物や施設の被災、そして私たちの業界でも車両の損傷・横転・水没等、大きな被害が発生しました。

特に関西国際空港では高潮による滑走路の冠水やターミナルビルへの浸水、そして連絡橋にタンカーが衝突したことにより通行止めとなり、その上、停電により機能麻痺に陥り、空港は一時、陸の孤島状態に陥りました。しかし政府の強力な主導の下、発災から僅か17日で概ね復旧し、驚異的な復元力を国内外に示しました。

なお、全日本トラック協会並びに全国各都道府県のトラック協会は、国の指定公共機関として、災害発生時には直ちに緊急救援物資輸送のスタンバイ態勢をとります。今回も大阪府トラック協会では大阪市からの依頼により、ブルーシートを指定備蓄倉庫から市内15区役所に緊急輸送を実施いたしました。常日頃から地元自治体との密接な連携体制が必要であることを再認識し、今後活かしていく所存です。

次に、本年6月末に「働き方改革法案」が通常国会で成立し、来年4月から施行されることになっています。一般的には年間残業規制の上限が720時間に設定されますが、トラック輸送業界につきましては5年間の猶予期間の後、2024年度以降、罰則付きで年間960時間の上限規制が適用されます。

一方、厚労省の監査結果によると、トラック輸送業界の現状は労働基準法違反が約8割、改善基準告示違反が7割近いのが実情であります。従って、現状より厳しくなる働き方改革法案による労働時間規制とのギャップを、今後どう埋めるかが最大の課題となっています。

いずれにせよ現在の長時間労働・低賃金をそのまま放置すれば、若者を柱とするトラックドライバーの必要数は確保出来ず、事業者は業容の拡大どころか、維持・継続すら困難になります。また、荷主各位にとりましても、平成29年7月より新たな荷主勧告制度の運用が始まっており、トラックドライバーの労働時間短縮は荷主サイドのコンプライアンスにとっても重要なポイントとなっております。

なお、9月27日に開催された第9回取引環境・労働時間改善中央協議会には、私も出席いたしました。議論の中心は「働き方改革法案」への対応でした。その席上、平成28年度、29年度の2カ年に実施されたパイロット事業の成果としてとりまとめられた、「取引環境と長時間労働の改善に向けたガイドライン」が提示されました。今後、取引環境と長時間労働改善に向けての指針となることが期待されています。

一方、全日本トラック協会では政府の政策に準拠すべく、国土交通大臣あてに本年3月、「トラック運送業界の働き方改革実現に向けたアクションプラン」を提出しております。そして「アクションプラン」の実効性を高めるため、全日本トラック協会では坂本会長のリーダーシップの下、現在会期中の臨時国会において、議員立法による「貨物自動車運送事業法」の改正を目指しております。併せて、適正運賃の収受に向け、昨年11月4日に施行されました標準貨物自動車運送約款改正への、荷主各位のご理解とご協力もお願いしております。

私どもトラック輸送業界は今後とも「きつい・汚い・危険」という3Kイメージを払拭し、「安心・安全・安定」の3Aを目指し、スローガンとして掲げる「トラックはくらしと経済を支えるライフライン」という、社会的使命を全うすべく最大の努力をしております。しかし私たちが自助努力で独自に出来ることは極めて限られています。是非とも関係行政機関並びに荷主各位のご理解・ご支援はもとより、国内輸送の9割以上を担うトラック輸送の現状を、社会全体の問題として捉えていただくようお願いする次第です。そういった点でこの協議会には大きな期待を持っております。今後ともよろしく願いたします。さきほど八木局長から5年間継続とのお言葉を頂き、大変喜んでおります。

結びにあたり、この度大阪での開催が決定した2025年国際万博の成功に向け、私どもトラック輸送業界もこれまで通り、出来るだけの協力をさせていただきます。よろしく願います。

たします。

○ 事務局

これからの進行は座長である安部先生にお任せ致します。安部先生、以降の進行をよろしくお願い致します。

○ 安部座長（関西大学社会安全学部 教授）

関西大学の安部でございます。本協議会の座長を務めさせていただいております。よろしく申し上げます。

今、八木局長、辻会長からお話がありましたが、この協議会が発足したときには委員各位に4年間ということをお願いをし、今年が4年目で最終年度でしたが、さらに5年間延長するという方向になってまいりました。

4年間の成果としてガイドラインが作成されるなど、いろいろな形で改革に向けた施策が少しずつ出そろってきているところですが、ガイドラインにせよこれをどう実現していくか、「実行」ということが非常に重要ですので、次の5年間で実行するために協議会の延長の判断を中央の方でされたのだと理解しています。

大阪の協議会でも中央と連携をとりながら議論をして、いくつかはまとまっていますので、次の5年間で具体化・実行し、当初の目的である取引環境や労働時間の改善を行うことでこの業界での人手不足解消、さらには人出不足解消のベースになる、トラックドライバーなどの労働時間の改善を実現していきたいと思っております。このようなことから本来ならば来年3月が最終でしたが、延長となりましたので、さらなる5年間を見据えた視点から本日の議論を続けていただきたいと思いますと思っております。

## II. 議題

### 1. 第8回協議会発言要旨について

○ 事務局

資料説明 省略

○ 安部座長（関西大学社会安全学部 教授）

ありがとうございました。議事録を確認頂き、修正箇所等ありましたら事務局にお届けください。これでよろしいですか？何かご質問はございませんか？

(発言なし)

もし修正意見があれば事務局にお届け頂きたいと思います。それでは、前回の議事内容の確認は以上とさせていただきます。

## 2. 運送約款改正に伴うアンケート調査結果について

### ○ 安部座長（関西大学社会安全学部 教授）

それでは、2つめの議題ですが運送約款改正に伴うアンケート調査結果について事務局より説明をお願いします。

### ○ 事務局 資料説明

### ○ 安部座長（関西大学社会安全学部 教授）

ありがとうございました。1, 526件の回答があり、かなり回答割合が高くなっていますので、これによって現状のある程度の傾向はつかめるのではないかと考えています。各委員の皆さま方で今回のアンケート結果について、ご意見ご質問がございましたらお出し頂きたいと思います。

### ○ 福元委員（近畿運輸局大阪運輸支局長）

今事務局から説明があった中で、調査票C（未提出事業者用）の中で手続きをしていない理由として約款改正を知らなかった事業者が4割程度あったことを受け、大阪支局では何ら手続きを行っていない約2,000者に対して先月末に郵送で運賃料金の変更届出を促す通知文書を送っている。それから1週間しかたっていないが問い合わせ件数も多く、届出も出ている状況です。

### ○ 安部座長（関西大学社会安全学部 教授）

ありがとうございました。他にございませんか。協会でも約款の改正は会員に周知されているのでしょうか。

### ○ 滝口氏（大阪府トラック協会専務理事）

協会としては昨年11月4日以降の全てのセミナーで約款改正を訴えてきました。私どもだけでは少し困難でしたので、行政にも協力頂いて先ほど支局長からお話もありましたが、かなりインパクトのある文書となっています。1月

から行政処分を行っていくということを書いた文書が届いておりますので、トラック協会にも問い合わせが来ています。各セミナーでもやってきましたが、今後が大事ですのでこの協議会でも検討していく内容に従いながら、協会としても取り組みをしていきたい。

○ 辻委員（一般社団法人大阪府トラック協会会長）

先ほども今年は災害が多発したと申しあげましたが、7月の中国地方の豪雨によってJRが寸断され、この区間を1日に3万トンの貨物が輸送されていたが、10トン車として単純計算で3000台が必要となり、はっきり申し上げてスポット価格が暴騰した。そうすると荷主によっては「20万かかっても行ってくれ」とか、運賃届出義務については今年は特殊事情が発生したことによって事業者の説明がしにくい。運賃は今は落ち着いているがスポット中心の事業者にはこのような傾向も影響しているのではないか。

○ 安部座長（関西大学社会安全学部 教授）

今おっしゃったことですが、7月から10月にかけて相場形成にかなり影響しているのでしょうか？

○ 辻委員（一般社団法人大阪府トラック協会会長）

一時は東京～広島間が40万円という運賃が業界紙で報道されたりした。通常はその半分から1/3程度で一時的に狂乱的な要素もあった。それを積込み料や待機料などに分解してやってくれと言うのは少し難しい特殊事情があったのも影響していると思う。

○ 安部座長（関西大学社会安全学部 教授）

運輸局の方で今の辻会長のご指摘について、補足するコメントはありますか？

○ 事務局

今回のアンケートではそこまで把握し切れていない。参考になる意見だと思っています。

○ 安部座長（関西大学社会安全学部 教授）

来年度の然るべき時期にもう一度アンケートをされるのでしょうか？

○ 事務局

届出、手続きの状況を見て時期を考えたい。

○ 安部座長（関西大学社会安全学部 教授）

ありがとうございます。アンケート関係についてご質問等ございませんか？非常に興味深い結果が出ておりますのでご参考にして頂きたいと思います。

### 3. 平成30年度コンサルティング事業の中間報告について

○ 安部座長（関西大学社会安全学部 教授）

次の議題の30年度のコンサルティング事業の中間報告についてです。日本PMIコンサルティングにお願いをしておりますが、とりまとめの時期が近づいておりますので、中間報告を日本PMIコンサルティングの小坂さんから説明をお願いします。

○ 日本PMIコンサルティング株式会社 小坂氏  
資料説明 省略

○ 安部座長（関西大学社会安全学部 教授）

有難うございました。それでは委員の皆様方からご質問等お願いしたいと思いますが、いかがでしょうか。

私の方からお伺いしたいのですが、15ページにいろいろ写真が出ていますが、作業している人の姿勢を見ていると、腰を曲げてかなり引っ張るので時間は短縮できるかもしれないが、腰痛などの懸念はないのか？もう一つは普通に引っ張って上の方の段ボールは崩れたりしないのか？崩れると余計に時間がかかると思いますが。

○ 小坂氏（日本PMIコンサルティング）

崩れるか否かについては、ラップのようなストレッチフィルムを巻いておき、荷崩れがないようにする。今回は実証実験的な位置づけなのでフィルムを巻かずに荷崩れしないかどうかの確認を行った。この時にはストレッチフィルムを巻かなくてもどうにか行けそうだが、現場ではストレッチフィルムを巻いて荷崩れしないように配慮をしたい。もう一つのご指摘の点は、確かにかがんで作業するので腰に負担があるのはご指摘のとおりです。今回は1回のケースだったので特段の問題はありませんでしたが、着荷主での実証実験を通してどれくらいの作業負担があるか、腰への負担があるか、このあたりドライバーへのインタビューを通して、もし不具合があれば、たとえばストレッチフィルムを巻

いたところにベルトを巻いて姿勢をかがめなくてもいいような、作業上の工夫が出来るかどうかを併せて検討させて頂きたい。

○ 安部座長（関西大学社会安全学部 教授）

もう一点、名古屋便を今まで週5回出していたのを3回にするということですが、運送会社の立場としては5回行けば5回分の運賃が頂けるところ、3回になると2回分の運賃が入ってこなくなりますが、労働時間改善の原資の確保という点でかえって困るということはないのでしょうか？1回分の単価を上げるということでしょうか。

○ 小坂氏（日本PMIコンサルティング）

1回分の単価は特に上げない。あくまで車単位の貸切運賃になるので積載量が少なくても100%に近くても基本的には運賃は同一金額になる。そうなる今指摘のありましたように運送会社側の収入は減収するのは確かにあります。今回は大和運送という会社が備車をたてて運送しているので、備車として実運送をしている会社が大きく影響を受けることになる。ただ、今はドライバー不足、車不足という状況があり、2回分が減少したとしても他の仕事がまだかなりあるという現状ですので、そちらの仕事に振り替えることができるので、トータルの運送収入としては他の仕事を充てることで減少しないということはしっかりケアしているところです。

○ 榎本委員（住友電気工業株式会社 物流管理部部長）

コンサルティング事業の対象ではないかもしれませんが、大和紙器様自身、積み込み荷下ろし、荷役作業をいろいろ別に頼んでいらっしゃるの、運賃としては別の体系になっているのでしょうか？そういった所は確認されておられるのでしょうか？

○ 小坂氏（日本PMIコンサルティング）

契約形態と運賃料金についても確認している。大和紙器様では今回のコンサルティング事業の前の段階から作業費、そして待機時間料をしっかりと分けて契約をされ、なおかつ料金についても長時間化すればそれに比例してプラスアルファの料金を支払うというような設計をされているところです。このあたりは標準貨物運送約款が改正されてから見直したということではなく、約款が改正される前からこのような料金と運賃を分ける形での運賃料金体系作りをされているのを確認している。

○山口委員（全日本運輸産業労働組合大阪府連合会 執行委員長）

15ページの作業の写真についてですが、この写真は地面に直置きでパレット2枚を並べて置いて荷物を移動させている写真ですが、普通はトラックでパレットからパレットへの積み卸しというと、リフトマン等がトラックの荷台のところまでパレットを持ってきて、トラックの荷台のところまで積み替えをするのが一般的な作業のイメージである。普段から地面での積み替えをやっているのでしょうか？

○ 小坂氏（日本PMIコンサルティング）

現状ではご指摘のとおり車両の荷台にパレットを置いて、そこから手作業で全て卸している。今回はプレとして行ったが、現場では二通りの方法が考えられるところだ。一つはブルーのパレットをリフトマンに下ろして頂き、その横に日本製薬のパレットを置いて、平たい状態にした上でずらすというのが一つ目の方法。二つ目の方法は荷台にパレットを置いて、プラットホームと荷台のパレットの高さをしっかり合わせたうえで敷紙を敷く方法。現状ではプラットホームと荷台の高さでは荷台の方が約15cmくらい高い状況です。想定としてはプラットホーム側に2枚パレットを敷いて、荷台のパレットとある程度高さが合うかどうか。仮に高さがあわなければ高さが合うような緩衝材のようなものをあらかじめ準備するかどうか。こういったこともあわせて現場の実態を踏まえてしっかりと検討させて頂きたい。

○ 安部座長（関西大学社会安全学部 教授）

ありがとうございます。実際にやろうとするとまだまだ課題がかなりあるようですので、次回3月のまとめの報告を頂くときに今日の指摘のあった点を踏まえてご提案頂きたいと思います。

#### 4. 取引環境と長時間労働の改善に向けたガイドラインについて

○ 安部座長（関西大学社会安全学部 教授）

次に、議題4の「取引環境と長時間労働の改善に向けたガイドライン」について野村総研から説明をお願いします。

○ 事務局（野村総研）

資料説明 省略

○ 安部座長（関西大学社会安全学部 教授）

ありがとうございました。今のガイドラインについて委員の皆さんのご質問、ご意見がございましたらお出してください。

○ 須山委員（公益社団法人日本ロジスティクス協会関西支部部長）

2点ありまして、1点目はこのガイドラインがどのくらいの部数を用意されていて、我々のような団体がこれから講演会で置きたいとかそういった要望に答えていただけるのか。それから事例集はホームページからダウンロードできるのですが、ガイドラインそのものがホームページからダウンロードできるのか、以上の2点を教えていただきたい。

○ 事務局（野村総研）

ダウンロードについて説明が漏れていましたが、資料として参考資料1をつけていますがホームページのURLを書いたものがございます。先ほどご質問のありましたガイドライン・事例集については実際にはグーグル等で検索いただければ出てきますので、ペーパー自体はそれで印刷することが可能です。

○ 安部座長（関西大学社会安全学部 教授）

冊子として何部か印刷されるのでしょうか？

○ 事務局

各運輸局と支局に100部ある状態だが、数に限りがあるので各荷主団体様からの全部には応えられないところがある。何部かの配布は可能かと思うが全部となるとご要望にはむずかしい部分があるので、そういう話でしたら本省に要望があった旨お伝えする。

○ 安部座長（関西大学社会安全学部 教授）

ほかにございませんか？

○ 榎本委員（住友電気工業株式会社 物流管理部部長）

非常に分かりやすいガイドラインで、社内の若手のメンバーにもわかりやすいと思う。記載されている具体事例は物流のコストであったり、リードタイムの短縮であったり、CO2削減であったり別の目的で紹介されているケースも多く、作業時間短縮という視点でまとめられたものは珍しいと思う。有効に活用させていただきたい半面、時間や数字などのデータを提示できるかというところが大事かと思っているが、この中でもツールの紹介は載っているが具体的に今後トラック協会や官公庁で教育活動のようなものをどうやっていくのか答

えられるようなら教えていただきたい。

○ 安部座長（関西大学社会安全学部 教授）  
つまりこのガイドラインを使って説明会のようなものをされるかどうか？ということですか？

○ 榎本委員（住友電気工業株式会社 物流管理部部長）  
はい、でないと宝の持ち腐れのように感じる。

○ 事務局  
現在検討中のところではありますが、ガイドラインについては今後セミナーを行う予定にしており、ご案内をさせていただきたい。

○ 安部座長（関西大学社会安全学部 教授）  
ほかにございませんか？ありがとうございます。非常にわかりやすいいいパンフレットができたと思いますので、今後しっかり活用していきたいと思えます。

#### 5. 働き方改革関連法について 他

○ 安部座長  
それでは5番目の議題の「働き方改革関連法」について、労働局からお願いします。

○ 事務局  
資料説明 省略

○ 安部座長（関西大学社会安全学部 教授）  
ありがとうございます。閉会の時間が近づいておりますが、あと2点報告をいただきます。

○ 事務局  
「取引環境・労働時間改善中央協議会等の情報提供について」  
資料説明 省略

○ 安部座長（関西大学社会安全学部 教授）  
ありがとうございます。次に近畿経済産業局からお願いします。

○ 志賀委員（近畿経済産業局 産業部長）

「下請等中小企業の取引条件改善への取組について」

資料説明 省略

○ 安部座長（関西大学社会安全学部 教授）

ありがとうございました。労働局、運輸局、経済産業局から報告をいただきました。3項目あわせましてご質問等ございませんか？

（発言なし）

○ 安部座長（関西大学社会安全学部 教授）

それでは、予定の時間を過ぎておりますので閉会としたいと思います。進行を事務局にお返しします。

○ 事務局

安部先生、ありがとうございました。最後に大阪労働局労働基準部長の小島様よりご挨拶を申し上げます。

○大阪労働局労働基準部長 小島部長

大阪労働局労働基準部長の小島です。本日は大変お忙しい中お集まりをいただき、コンサルティング事業に対するご指摘や、ガイドラインの利活用など様々な議論をいただきまして誠にありがとうございます。我々といたしましてはご指摘をいただいたご意見を踏まえまして、今後ますます的確に労働者、自動車運転者の労働環境の改善に努めていきたいと思っている次第です。働き方改革について様々申し上げましたが、今後中小企業の方々に労働環境の整備、働き方改革関係法令の周知をいかに進めていくかということを我々は常に考えているところでございます。そのためにはたんに法律の周知だけではございませんで、各省が様々な支援策を用意しております。ここにおります各省が連携を図りながら中小企業の方に様々な生産性向上の支援等を努めてまいりたいと考えているところです。また、トラック運転手の方の労働条件の改善におきましてはやはり荷主の方のご理解等が不可欠でございます。そういった意味ではこの協議会は非常に重要な協議会であると我々認識しているところでございます。紹介もございましたが、引き続き来年度以降も実施されるということでございまして、我々としても貴重な意見をいただける場がつながっていくということ

は感謝申し上げたいと思います。今日のご指摘を受けまして今後もますます積極的に働き方改革、労働環境改善に取り組んでいきたいと思っておりますのでご指導いただければと思います。本日はお忙しい中ご出席をいただきましてありがとうございました。

○ 事務局

皆様におかれましては長時間にわたり熱心なご議論をいただき、誠にありがとうございました。全ての議題が終了致しましたので、本日の協議会は終了させていただきます。

なお、次回の協議会は、3月18日（月）午後開催を予定しております。詳細については、追ってご連絡させていただきます。本日はありがとうございました。

以上